

令和5年度 小・中学校
教育課程運営改善連絡協議会

東部教育事務所管内 令和5年8月3日（木）

西部教育事務所管内 令和5年8月4日（金）

香 川 県 教 育 委 員 会

高 松 市 教 育 委 員 会

目 次

<実施要項>

日程等	1
-----	---

<全体資料>

○文部科学省関係

・学習指導要領の趣旨について	3
----------------	---

○県教育委員会関係

・学習指導要領の実施を受けて	9
・教育センターホームページ	21

<部会資料>

○共通

・教育課程一般（総則）	23
・道徳	29
・総合的な学習の時間	33
・特別活動	37

○小学校

・国語	41
・社会	45
・算数	49
・理科	53
・生活	57
・音楽	61
・図画工作	65
・家庭	69
・体育	73
・外国語	77

○中学校

・国語	81
・社会	85
・数学	89
・理科	93
・音楽	97
・美術	101
・保健体育	105
・技術・家庭(技術分野)	109
・技術・家庭(家庭分野)	113
・外国語	117

令和5年度 小・中学校教育課程運営改善連絡協議会
[東部教育事務所管内]

1 開催期日 令和5年8月3日(木)

2 日程及び会場

(1) 中学校

9:10	9:30	10:30	10:45	12:00
受付	全体説明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動について	休憩 (移動)	部会協議	

部会	全体説明会場及び部会協議会場	部会	全体説明会場及び部会協議会場
総則	高松市総合教育センター 大研修室2	美術	県庁 北館3階305会議室
国語	香川県社会福祉総合センター コミュニティホール	保健体育	高松市総合教育センター 多目的洋室
社会	県庁本館 12階 第3、4会議室	技術	県庁 北館3階304会議室
数学	県庁ホール	家庭	県庁 北館3階302会議室
理科	香川県社会福祉総合センター 第1・2研修室	外国語	県庁 北館3階303会議室
音楽	県庁 北館3階306会議室		

(2) 小学校

13:35	13:55	14:55	15:10	16:25
受付	全体説明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動について	休憩 (移動)	部会協議	

部会	全体説明会場及び部会協議会場	部会	全体説明会場及び部会協議会場
総則	高松市総合教育センター 大研修室2	図画工作	県庁 北館3階305会議室
国語	香川県社会福祉総合センター コミュニティホール	体育	高松市総合教育センター 多目的洋室
社会	県庁本館 12階 第3、4会議室	生活	県庁 北館3階304会議室
算数	県庁ホール	家庭	県庁 北館3階303会議室
理科	香川県社会福祉総合センター 第1・2研修室	外国語活動・ 外国語	県庁 北館3階302会議室
音楽	県庁 北館3階306会議室		

令和5年度 小・中学校教育課程運営改善連絡協議会
[西部教育事務所管内]

1 開催期日 令和5年8月4日(金)

2 日程及び会場

(1) 中学校

9:10	9:30	10:30	10:45	12:00
受付	全体説明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動について	休憩 (移動)	部会協議	

部会	全体説明会場及び部会協議会場	部会	全体説明会場及び部会協議会場
総則	県庁 北館3階303会議室	美術	県教育センター 第7研修室
国語	香川県社会福祉総合センター コミュニティホール	保健体育	香川県社会福祉総合センター 第1・2研修室
社会	県庁本館 12階 第3、4会議室	技術	県教育センター 第3研修室
数学	県教育センター 大研修室	家庭	県庁 北館3階302会議室
理科	県庁 北館3階305会議室	外国語	県庁 北館3階304会議室
音楽	県庁 北館3階306会議室		

(2) 小学校

13:35	13:55	14:55	15:10	16:25
受付	全体説明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動について	休憩 (移動)	部会協議	

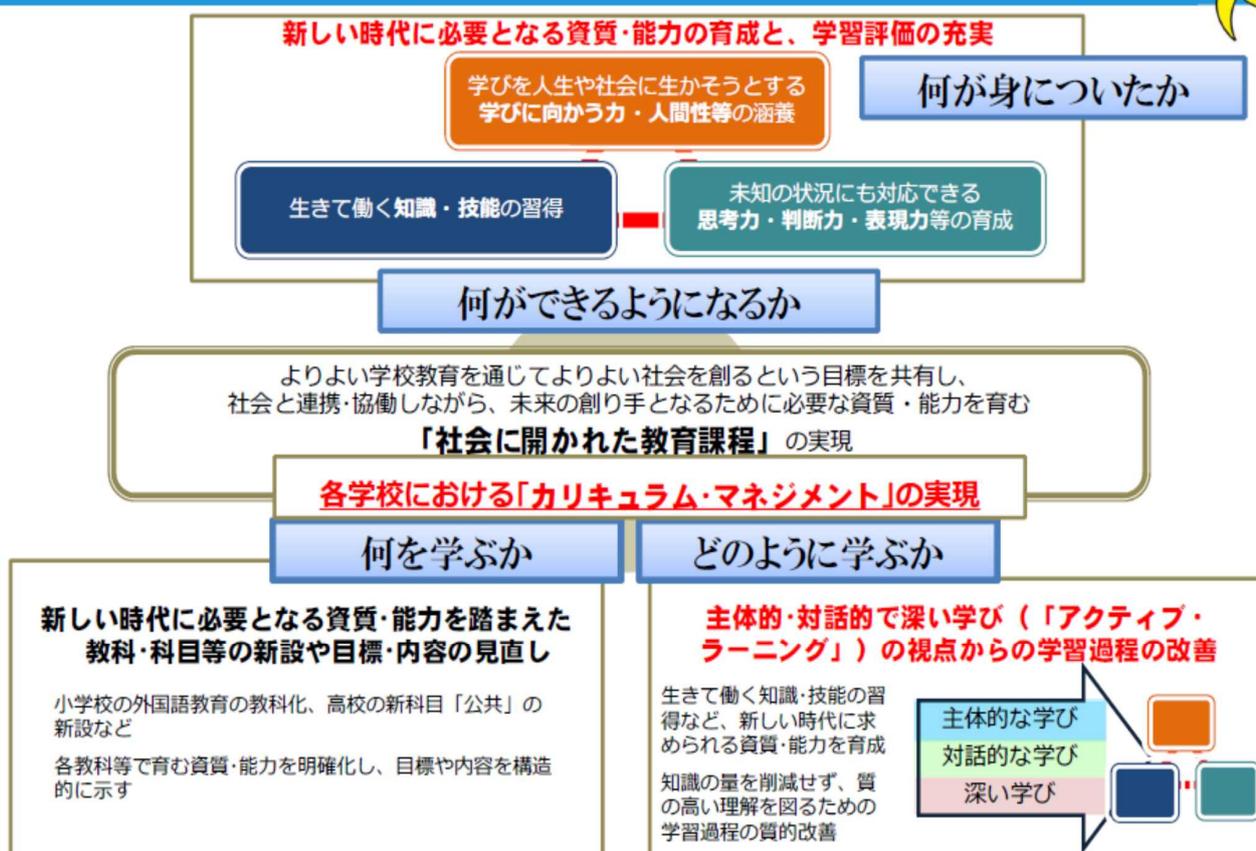
部会	全体説明会場及び部会協議会場	部会	全体説明会場及び部会協議会場
総則	県庁 北館3階303会議室	図画工作	県教育センター 第7研修室
国語	香川県社会福祉総合センター コミュニティホール	体育	香川県社会福祉総合センター 第1・2研修室
社会	県庁本館 12階 第3、4会議室	生活	県教育センター 第3研修室
算数	県教育センター 大研修室	家庭	県庁 北館3階304会議室
理科	県庁 北館3階305会議室	外国語活動・ 外国語	県庁 北館3階302会議室
音楽	県庁 北館3階306会議室		

新学習指導要領の趣旨の確認 ～「生きる力」の理念の具体化～



令和3年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

新学習指導要領の全体構造



学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料について



令和3年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

本資料作成の趣旨



資料作成の趣旨① 新学習指導要領と各種答申等との関係を整理

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会) ※以下「平成28年答申」
- 小学校、中学校、高等学校等学習指導要領(平成29～31年改訂) ※以下「新学習指導要領」
- 「教育課程部会における審議のまとめ」(令和3年1月25日中央教育審議会 初等中等教育分科会教育課程部会) ※以下「教育課程部会における審議のまとめ」
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3年1月26日 中央教育審議会) ※以下「令和3年答申」

資料作成の趣旨② 新学習指導要領の趣旨の実現に向けた取組の留意点を整理

学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT環境を最大限活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるとともに、カリキュラム・マネジメントの取組を一層進める
→ 留意することが重要と考えられる内容を学習指導要領の総則の構成に沿って整理

Point

- 上記の赤字は、いずれも新学習指導要領総則に既に関連の規定がある。

- ・ 学習指導要領に基づいた資質・能力の育成(総則 第1)
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(総則 第3)
- ・ ICT環境の最大限の活用(総則 第3)
- ・ 個別最適な学び(個に応じた指導)と協働的な学びの一体的な充実(前文、総則 第1、第4)
- ・ カリキュラム・マネジメント(総則 第1)



1. 本資料作成の趣旨

Point

学習指導要領総則の構成に沿って
留意点を整理

2. 育成を目指す資質・能力と個別最適な学び・協働的な学び

- (1) 2030年の社会と育成を目指す資質・能力
- (2) 学校教育の情報化
- (3) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (4) カリキュラム・マネジメントの充実

3. 教育課程の編成

- (1) 各学校の教育目標と教育課程の編成 (2) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進
- (3) 授業時数の取扱い

4. 教育課程の実施と学習評価

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (2) 「指導と評価の一体化」の考え方に立った学習評価の改善

5. 児童生徒の発達の支援

- (1) 発達の段階を踏まえた指導の充実 (2) キャリア教育の充実 (3) 個に応じた指導の充実
- (4) 障害のある児童生徒への指導 (5) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

6. 学校運営上の留意事項

- (1) 教育課程の改善 (2) 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育DX・教育データ利活用の推進 —基盤的ツール (MEXCBT・EduSurvey) について—



MEXCBTの概要と活用の流れ

活用分野

- ① 普通の授業や家庭学習等での活用 ② 全国学力・学習状況調査での活用 ③ 地方自治体が実施する学力調査での活用

システム概要

【総論】

- 児童生徒が学習端末を用いてオンラインで問題演習等ができるシステム(問題やデータの相互運用が可能な国際標準規格(※)に基づく汎用的なシステム)を開発

【活用方法】

- 通常活用している学習端末を用いて、家庭からでも学校からでもアクセスが可能
- 2通りの活用方法が可能

① 一問一答形式

学年・教科を選び、一問一答形式で解答後に解説等が表示され学習する方式

② 複数問題解答形式

学年等を選び、何問かの束で解答する方式



- 選択式問題や一部短答式問題は自動採点

【具体的な問題】

- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用(例)全国学力・学習状況調査問題、高等学校卒業程度認定試験問題、自治体独自の学力調査問題、動画等を活用した「CBTならではの」問題など

活用の流れ

① 問題を選ぶ



② 問題を解いて学習する



③ 結果を確認する



文部科学省CBTシステム (MEXCBT : メクビット) について

概要

- 小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、**児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるCBTシステム**
- 文部科学省が開発(事業者連合体のコンソーシアムに委託)
- 令和2年度に実証を行い、令和3年度から希望する全国の小・中・高等学校等での活用を開始。現在、約25%の学校が登録(約900の学校設置者、約9000校、約300万人が登録)
- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題約25,000問を活用可能
- 「GIGAスクール構想」により実現する「**1人1台端末**」を活用した「**デジタルならではの**」学びを実現

MEXT + CBT
文部科学省 Computer Based Testing



活用の様子 : 学校や家庭における活用



小田原市立片浦小学校HPより抜粋

画面イメージ : 見やすいテスト実施画面



PISA (国際学力調査) 公開問題

搭載コンテンツ : 約25,000問

国が作成した問題
⇒ 全国学力・学習状況調査、中卒・高卒程度認定試験

地方自治体作成問題
⇒ 岩手県、千葉県、山口県、さいたま市、幸手市

CBTならではの問題
⇒ PISA (国際学力調査) の公開問題
⇒ 全国学力・学習状況調査を題材とした動画問題
⇒ 情報モラル学習コンテンツ

その他
⇒ 教員等が作成した独自問題 など

MEXCBTを活用した現場からの声 (一部抜粋)



MEXCBTは、授業中や放課後に活用したり、家庭学習(宿題)の際に活用したりした。臨時休校中にもこのシステムを活用して家庭学習を行った。

児童生徒は問題を解けば正答率が出て達成度分かるため、楽しみながら取り組んでいた。今後も利用したい。

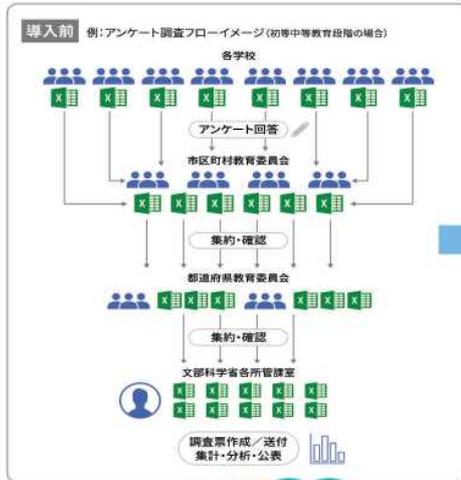
教員は配信するだけでテストを利用してきて自動採点されるため、印刷や採点の手間が省け、業務効率が向上した。

子どもたちは学習端末を使用した学習にとまどいなく取り組んでおり、私たち大人の想像を超えたスピードだと感じる。

「文部科学省WEB調査システム」(EduSurvey) について

- 新型コロナウイルス感染症の対応等、各学校（小・中・高・大学等）の状況を効率的かつ迅速に把握することが求められている。
- 教育委員会や学校等を対象とした調査において、クラウド上で回答することによる調査集計の迅速化、統合作業の削減による教育委員会等の負担軽減にも資するシステムを開発。
- 学校現場や教育委員会からも調査結果の自動集約や即時的な可視化・分析や利活用のニーズが高い。
- 令和4年度においては約30の調査を試行、令和5年度は約100の調査を実施予定。

国としてEduSurveyの活用を促進し、教育委員会等の負担軽減を進めます！



現在、EduSurveyを使って実施済・実施中の主な調査

- ・ R4 副教材配布冊数等調査
- ・ ウクライナから日本に避難した子供の学校への受入状況について
- ・ 新学期における公立学校臨時休業状況調査
- ・ バス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検

教育委員会
都道府県から提出されたエクセルをもとに、独自に集計や分析の手間が発生。

文科省

学校から提出された複数のエクセルを統合するのが大変。ミスも起きやすい...

教育委員会
学校が回答したら即時に結果の確認が可能。可視化ツールで集計や分析が簡単に！

文科省

学校の回答が直接届くので、教育委員会での統合の手間が削減。

約6割が負担軽減を実感！

※一般的に新システム導入時には操作方法に不慣れなため負担増と認識されやすい傾向にある中の結果であることに留意。

誰一人取り残されない
学びの保障に向けた
不登校対策

Comfortable,
Customized and
Optimized
Locations of learning

COCOLO プラン

令和5年3月



1

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

01

不登校特例校の設置を促進

令和5年2月現在 不登校特例校： 21校
設置していないが設置を検討している市町村： 379

早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指します。このため、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、都道府県が域内の設置状況を踏まえ積極的な役割を果たすことを明確にします。

人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化するとともに、他の学校の児童生徒へのオンラインを活用した相談支援、他の学校への助言やノウハウの普及を行います。

「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った対応しいものとします。



02

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228
設置している学校がある市町村： 1015

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

教育支援センターの機能を強化

03

令和5年2月現在 単独で設置している市町村： 1147
他の自治体と共同設置している市町村： 126
設置していないが設置を検討している市町村： 134

不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちが様々な学びの場や居場所につながるができるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。

民間のノウハウを取り入れた不登校の児童生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。

より広域の子供たちや保護者につながるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。併せて、不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。

5



学校は様々な学びを得られる場所ですが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるできるようにします。このため、不登校の児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、ICTや民間のノウハウ等も活用しながら、子供たちや保護者に必要な支援を届けます。

高等学校等においても柔軟で質の高い学びを保障

高等学校の全日制・定時制課程においては、不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるよう柔軟で質の高い学び方を可能とし、通信制課程においては、どの学校においても、社会的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、高等専修学校においても「学びのセーフティネット」の取組を進め、これを周知します。

オンラインカウンセリングにより高等学校等の生徒を支援します。

高等学校等進学後も必要な支援が円滑に引き継がれるよう「児童生徒理解・支援シート」を活用して、組織的・計画的に支援します。

05 多様な学びの場、居場所を確保

学校に戻りたいと思った時に、本人や保護者の希望や状況に応じて、クラスを変えたり、転校したりすることについて丁寧な相談が行われるようになります。

希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携を強化します。

こども家庭庁とも連携し、身近な地域で、人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げます。

不登校の児童生徒の学びの場として、夜間中学を活用するとともに、多様な居場所として公民館、図書館等の社会教育施設を活用します。



04

6

令和5年度 学習指導要領の実施を受けて

■ 第4期「香川県教育基本計画」の推進

I 計画策定の趣旨

香川県教育委員会では、平成17年3月に「夢に向かってチャレンジする人づくり」を基本理念とする「香川県教育基本計画」を策定して以来、香川型指導體制の推進や教員の指導力の向上などに取り組んできました。

少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展、Society5.0時代の到来など子どもを取り巻く社会状況が急激に変化しており、これからの時代を生き抜くために必要とされる資質・能力を育成する施策を着実に実施することが必要です。そこで、教育におけるICTの活用など新たな教育課題への対応や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえた施策も盛り込み、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第4期「香川県教育基本計画」を策定しました。

II 本県の教育の基本理念

郷土を愛し 夢と志を持って 自ら学び 歩み続ける人づくり

～自立・協働・創造を支える香川の教育～

香川の自然や歴史、伝統、文化、産業などへの理解を深めることで、子どもたちの郷土への愛着や誇りを育み、香川で育ったことを人生のゆるぎない礎として、どこで生きようとも、郷土の発展に思いをはせるとともに、人生100年時代を見据え、自分の良さや可能性を見出し、夢と志を持って、生涯にわたって学び、歩み続ける人を、学校をはじめ家庭や地域と連携・協力しながら育成していきます。

また、これからの香川の教育では、子どもたち一人ひとりが多様な個性や能力をのびし、充実した人生を主体的に切り拓いていく「自立」と、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に積極的に参画する「協働」、そして自立と協働を通じて、社会の新しい価値や自らの未来を「創造」する力を育めるよう、学校、家庭、地域が一体となり、その学びと成長を支えていきます。

III 本県教育の7つの重点項目と35の施策体系

1 学力の育成

確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

- ① 確かな学力の育成
- ② 読解力の育成
- ③ ICTを活用した教育の推進
- ④ 小・中・高等学校を通じた外国語教育の推進
- ⑤ 幼児期の教育の推進
- ⑥ 特別支援教育の推進
- ⑦ 校種間連携の推進

2 心の育成

○豊かな心、多様性を尊重する心の育成

- ① 道徳教育の充実
- ② 自己肯定感・自己有用感の育成
- ③ 豊かな感性や情操の育成
- ④ 人権・同和教育の推進

○共感的理解に基づく生徒指導の充実

- ① いじめや暴力の未然防止
- ② 不登校児童生徒への支援
- ③ インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進

3 体の育成

○未来を支える健やかな体づくりの推進

- ① 体力づくりの推進 ② 健康教育の推進 ③ 食育の推進

4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

○郷土を支える教育の推進

- ① 郷土に誇りを持つ教育の推進 ② 社会に参画する力の育成 ③ キャリア教育の推進

○地域を担うグローバル人材の育成

- ① グローバル人材の育成 ② 課題解決能力の育成

5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

○安全で安心できる学校づくり

- ① 学校の安全・安心の強化 ② 学校施設等の整備、充実 ③ 学びのセーフティネットの構築

○教職員の資質・能力の向上

- ① 優れた教職員の確保と資質・能力の向上 ② 学校における働き方改革の推進

○信頼され魅力ある学校づくり

- ① 地域と協働する学校づくりの推進 ② 学校の特色化・魅力化の推進

6 家庭や地域での学びの環境づくり

○家庭・地域の教育力の向上

- ① 家庭の教育力の向上 ② 地域の教育力の向上

○いつでも学べる環境づくり

- ① 子どもが読書に親しめる環境づくり ② 生涯学べる環境づくり

7 スポーツの振興

○多様なスポーツ環境づくり

- ① 生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり

○スポーツ競技力の向上

- ① トップアスリートをめざし、競技力を高めることができる環境づくり

数値目標一覧

番号	指標	現状	令和7年度の目標
1 学力の育成			
1	「授業の内容がよく分かる/だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 73.1%	小学校5年生 77%
2	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合の全国平均との差	中学校2年生 59.5%	中学校2年生 65%
3	「読書は好きですか」との質問に、「好き」または「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 -1.8pt 中学校3年生 0.0pt (R元年度)	小学校6年生 -2.4pt 中学校3年生 -0.6pt
4	授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	小学校5年生 79.7%	小学校5年生 82%
5	「英語の授業では、生徒同士で英語で問答したり意見を述べ合ったりする活動が行われていたと思いますか」との質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した生徒の割合	中学校2年生 74.0%	中学校2年生 75%
6	幼小の円滑な接続に向け、接続期のカリキュラムを検討する研修会に参加した幼稚園の割合	小学校 68.8%	小学校 100%
7	通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒などのうち、特別な支援を必要とする児童生徒※の中で、「個別の指導計画」が作成されている割合 ※通級による指導対象者を除く	中学校 59.2%	中学校 100%
8	異校種の児童生徒を対象とした交流事業を行っている県立高校の割合	高校 85.4%	高校 100%
		特別支援学校 70.5%	特別支援学校 100%
		(R元年度)	
5	「英語の授業では、生徒同士で英語で問答したり意見を述べ合ったりする活動が行われていたと思いますか」との質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した生徒の割合	中学校 75.8%	中学校 80%
6	幼小の円滑な接続に向け、接続期のカリキュラムを検討する研修会に参加した幼稚園の割合	(R元年度)	
7	通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒などのうち、特別な支援を必要とする児童生徒※の中で、「個別の指導計画」が作成されている割合 ※通級による指導対象者を除く	20.5%	80%
8	異校種の児童生徒を対象とした交流事業を行っている県立高校の割合	小学校 37.3%	小学校 60%
		中学校 11.0%	中学校 50%
		24.1%	50%
2 心の育成			
9	「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 77.2%	現状を上回る水準
		中学校2年生 76.1%	

10	「自分には、よいところがあると思いますか。」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.2% 中学校2年生 66.4%	小学校5年生 72% 中学校2年生 67%
11	「本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」との質問に、月に1～3回以上と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.9% 中学校2年生 33.1%	小学校5年生 76% 中学校2年生 38%
12	人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	50.8%	100%
13	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 86.9% 中学校2年生 82.5%	現状を上回る水準
14	「学校に行くのは楽しいと思う。」に「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 80.3% 中学校2年生 76.5%	小学校5年生 83.0% 中学校2年生 82.3%
15	「携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを使う場合、家の人と決めた使用ルールを守っていますか」との質問に、「守っている」または「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 72.5% 中学校2年生 60.6%	小学校5年生 75% 中学校2年生 66%
3 体の育成			
16	全国体力・運動能力調査の体力合計得点の全国順位の平均	27位（R元年度）	20位以内
17	肥満傾向児童生徒の出現率の平均（各校種の出現率5年間平均）	小学校 7.76% 中学校 9.27% 高校 10.11% (H28～R2年度平均)	現状からの減少
18	栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導を行っている割合	小学校 96.0% 中学校 79.1%	小学校 100% 中学校 100%
4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成			
19	「今住んでいる地域（香川県）の歴史や自然、産業について関心がありますか。」との質問に、「ある」または「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 66.4% 中学校2年生 44.3%	小学校5年生 68.7% 中学校2年生 53.2%
20	外部の関係機関から講師を招へいして主権者教育や消費者教育、金融教育等の取組みを行っている県立高校の割合	62.1%	100%
21	「総合的な探究の時間」や「課題研究」の授業などで、地元の自治体や大学、企業等と連携した取組みを行っている県立高校の割合	79.3%	100%
22	生徒が英語を用いた言語活動を、授業の半分以上において行っている公立高校の教員の割合	69.3%（R元年度）	80%
23	課題解決型学習の推進に向けての校内研修を実施している県立高校の割合	34.5%	100%
5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり			
24	学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合	41.6% (H30年度)	60%
25	県立学校におけるトイレの洋式化の割合	県立中学・高校60.6% 特別支援学校 81.4%	県立中学・高校 65% 特別支援学校 85%
26	経済的な理由で修学が困難な生徒等に対する奨学金の貸与	—	着実な実施
27	「授業の内容がよく分かる/だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合【再掲】	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 59.5%	小学校5年生 77% 中学校2年生 65%
28	県立学校教職員の年次休暇の年間取得日数	9.1日	15日以上
29	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合	小学校 78.6% 中学校 63.2% (R元年度)	小学校 83% 中学校 68%
30	探究発表会（相当以上の発表会）に参加した県立高校数	14校	19校
6 家庭や地域での学びの環境づくり			
31	保護者学習会への「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の派遣数（年度）	25回	75回
32	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合【再掲】	小学校 78.6% 中学校 63.2% (R元年度)	小学校 83% 中学校 68%
33	親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	61.2%	76%
34	県立図書館の利用者数	463,054人 (H29～R元年度平均)	480,000人
7 スポーツの振興			
35	成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.9%（R元年度）	65%
36	オリンピック大会に出場した本県関係の選手数	2人 (過去5大会平均)	3人（R6年度）
37	国民体育大会男女総合成績	31位 (H27～R元年度平均)	20位台

■ 今年度の重点

一人一人の子どもに確かな学力を ～全教職員で～

「授業づくりの三訓」を授業改善の視点とし、全教職員で一人一人の子どもに確かな学力の育成と個に応じた教育を推進しましょう。

※ 詳細については、①「これからの『さぬきの教員』に求められる授業づくりの三訓と2つの柱（リーフレット）」を参照。

①



「個を活かす協働的な学び」の実現へ

「個を活かす協働的な学び」とは、子どもたちが課題解決に取り組む中で、個々の考えやよい点を尊重しながら交流し、自らの知識や技能を組み合わせたり、新たな価値を創造したりしながら解決を図る学びの事です。

指導のポイント

- 知的好奇心を喚起し、主体的に考える姿勢を育むことができるよう、子どもにとって学びがいのある課題を設定する。
- 子どもの自由な発想や多様な考えを受け入れるなど、どの子どもも参加しやすい学び合いになるよう工夫する。



「個に応じたきめ細かな指導」の充実へ

「個に応じた指導」とは、子どもの学習内容の習熟の度合いだけでなく、一人一人の発達段階や特性、問題意識、学ぶ目的等に応じた指導のことであり、「個別最適な学び」を指導者の視点で整理したものです。

指導のポイント

- 授業中やその前後に子どもの実態を把握するなど、子ども一人一人の学習の状況を見取る。
- 目の前の子どもの理解の状況に合わせて対応を工夫し、学習内容が身に付くような手立てを用意する。



授業づくりの三訓

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
基本が定着してから活用させるだけでなく、活用から入る授業展開も考えられます。その際、どのようなしかけが必要ですか。しかけた後、子どもの反応を見ながら待つ姿勢を大切にしましょう。	子どもが語り始めるために、どのような発問で子どもの考えを引き出しますか。子どもの言葉を拾い、次の語りに向けて、教員がつなぎましょう。 	目に見える、見えないにかかわらず、子どもが努力したことを捉えて、どのような言葉を返しますか。授業を通して子どもの自己有用感を高め、次の学習への意欲付けにつなげましょう。

豊かな人間性 ～全教職員で～

児童生徒へのかかわりの基本姿勢として、「さぬきの教員 かかわりの三訓」を自分自身の意識に浸透させるとともに、児童生徒の自己有用感の育成を目指したかかわりを、全教職員で推進していきましょう。

「さぬきの教員 かかわりの三訓」による共通実践

一 共感的に受け止め

- 児童生徒の話を、寄り添う姿勢で最後まで聴く。

CHECK! 表情や様子を見取りながら、ありのままの声を聴いていますか？

二 チームの力で

- 一人の児童生徒により多くの教職員がかかわる。

CHECK! 教職員全員で「共通のかかわり方」を確認し、共通実践できていますか？

三 毅然と粘り強く

- 学校の教育目標に照らして、一貫した指導をする。

CHECK! 言動の背景をとらえ、見通しをもって、粘り強くかかわることができていますか？

CHECK! の詳細については、①～③の資料を参照（県教委HPに掲載）①

- ①「子どもは待っています 先生のあたたかい手を」
- ②「ありのままの自分でいられる学級をどの子にも」
- ③「自己有用感を高める3つの視点」



②



③



さぬきの教員 かかわりの三訓
一 共感的に受け止め
二 チームの力で
三 毅然と粘り強く



香川県教育委員会

児童生徒同士の「絆」づくりのために

- 見通しと振り返りの場を保障する。

期待する子どもの姿

例)「これまで、みんなで築いてきた学級や学校の雰囲気さをさらによくしていこう。」
「あの時、私は〇〇さんに励まされ、支えられたからこそ、今の自分がある。」

- 成長を信じて、任せる。

期待する子どもの姿

例)「初めて自分たちの力だけで、やり遂げることができた。」
「意見が分かれても、納得するまでみんなと話し合えた。」

- 過程を認める。

期待する子どもの姿

例)「〇〇さんの意見は、私たちの気持ちが変わるきっかけになった。」
「自分たちで計画して、最後までやり遂げることができたことは、大きな自信になる。」



■ 令和5年度 香川県教育施策の概要（主に学力関連）

I 香川型指導体制の確立

香川型指導体制は、新学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動など、学校が直面する諸課題を積極的に対応し、すべての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図ることを目指し、小・中学校における35人学級の実施、小学校高学年における教科担任制の拡充を2つの柱とする新しい指導体制を実施する。

1 小・中学校における35人学級の実施

小学校と中学校の全学年で35人学級を実施する。

小学校1～4年生は、義務標準法に基づき、編制基準が35人である。

小学校5、6年生は、35人学級の実施によって増加する学級数分（学級担任分）を加配措置する。

中学校は全学年で、本県の編制基準を35人とし、定数配置する。

2 小学校高学年における教科担任制の拡充

小学校において、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るために、小学校高学年において、外国語や理科などの3～4教科、週7～8時間程度を目標に、専科担当教員による専門的な指導に必要な加配措置をする。

加えて、学級経営の安定を図り、学力向上の基盤となる生活規律や学習習慣の指導の徹底や基礎学力の定着を図る指導の充実のため、特別な支援を要する児童生徒や生徒指導上の課題のある児童生徒への対応等についても充実を図る。

- 少人数指導…………… 小学校の4教科、中学校の5教科を対象とし、学校が実情に応じて、実施教科の選択や指導形態の工夫を行い、20数人程度の少人数指導等を実施できるようにする。
- 専任特別支援教育コーディネーター…………… 専任の特別支援教育コーディネーターを配置し、保護者との信頼関係の構築や学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整を行うことで、校内体制を整備し、組織的な対応により特別支援に関する課題を克服できるようにする。
- 生徒指導対応…………… 小・中学校での問題行動多発化に見られる荒れ等に対応し、円滑な授業実施のため、学年・学校全体に日常的に関われる教員を配置し、組織体制による指導を実施できるようにする。

II さぬきっ子学力向上事業

1 学力調査等

○ 県学習状況調査実施事業（小学校5年生、中学校2年生）

目的…………… 県内の児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握し、指導方法の工夫・改善に役立てるとともに、児童生徒の理解の程度に基づく個に応じた指導などを実施する契機とする。

時期…………… 小学校：10月31日～11月10日までの期間で学校の都合のよい日
中学校：11月7日～11月16日までの期間で学校の都合のよい日

学習状況調査実施に係る説明会

令和5年10月3日(火) 県立・国立・東部管内小中学校：県教育センター

令和5年10月4日(水) 西部管内小中学校：県教育センター

授業改善に向けての協議会

令和6年1月26日(金) 中学校：県教育センター

令和6年1月29日(月) 小学校：県教育センター

※各会共にオンラインに変更の場合あり

2 学校力向上事業

(1) 学力向上モデル校事業（先導的な研究推進）

先導的に学力向上の研究に取り組む学校・園をモデル校（地区）として指定し、その成果の普及を図ることで、県内小中学校の教育力を高め、児童生徒の確かな学力の向上に資する。

- ・個を活かす協働的な学びの推進モデル校
- ・教科等の指導におけるICT利活用モデル校
- ・外国語教育推進モデル校
- ・課題解決型学習実践モデル校
- ・幼小連携モデル地区（1地区）

(2) 香川の教育づくり発表会

先導的な研究に取り組むモデル校及び積極的に自校の研究を発表する学校等が、研究内容や成果について発表を行い、今後の各幼稚園・こども園、小・中学校、特別支援学校の指導の一層の充実を図る。

日 時：令和5年12月25日（月）アイレックス

発表校：県内モデル校等約20校程度

内 容：研究成果等の発表及び意見交換

3 教員の学習指導と学級経営力向上事業

(1) 総合授業力リーダーによる授業公開等

小・中学校の各教科及び道徳において優れた指導技術を持つ教員に総合授業力リーダーを委嘱し、各自年1回程度、授業公開と討議会を実施することを通して、参観する教員の授業力向上に役立てる。令和5年度は、公開授業全24本のうち8本の授業を撮影し、教員研修で活用できる授業アーカイブを作成する。

（小学校：社会・算数・音楽・外国語 中学校：理科・技術・家庭科・道徳 を撮影予定）

総合授業力リーダー連絡協議会 令和5年5月30日（火） オンライン開催

(2) 学校教育力向上支援事業（さぬき学びの支援隊）

退職教職員の優れた能力を活用することにより、小中学校教職員の実践的指導力や職務遂行能力の向上等を図るため、各小中学校からの要請により退職教職員を学校に派遣する。

(3) せとうち先生スキルアップチャンネル事業

効率的かつ効果的に研修ができる機会を確保し、若年教員の指導力を向上させるため、県教育委員会HPに「せとうち先生スキルアップチャンネル」の開設を行い、研修動画を公開する。

4 子どもの学ぶ姿勢を育む事業

(1) 科学の甲子園ジュニア

理数系の競技に協働して取り組むことを通じて、中学生が科学の楽しさ、面白さを知るとともに、科学を学ぶことの意義を実感できる場を提供することで、優れた人材の育成を目的とする。

第11回 科学の甲子園ジュニア 香川県大会 令和5年8月27日(日) 県教育センター
〃 全国大会 令和5年12月8日(金)～10日(日) アクリエ姫路

Ⅲ 全国学力・学習状況調査の実施及び結果活用

1 実施の対象・調査内容

- ・令和5年4月18日(火)
- ・対象学年(小6、中3)の全児童生徒を対象とした悉皆調査により、すべての市町村・学校等の状況を把握する。
- ・調査対象・事項……小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学・英語、
質問紙調査

2 結果活用

国から提供された調査結果をもとに、教育センターが本県の課題や指導方法等の改善策を「報告書」として示すとともに、各学校が自校のデータを表やグラフで表示できる「活用ツール」を提供する。

3 全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた協議会

全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえ、各学校が学習指導の改善・充実を図る際の参考となるよう、学習指導の改善・充実に向けて協議を行う。本年度は英語について実施する予定。

Ⅳ 研究指定校事業等

1 教育課程特例校【R5指定市町】

- ・直島町 小：第1・2学年において「外国語活動」を実施
第3～6学年において「外国語」を実施
中：「外国語」の時数を増加して実施
- ・宇多津町 小：第1・2学年において「外国語活動」を実施
中：「オールイングリッシュの授業を実施」
- ・東かがわ市 小：第1～6学年において「英語科」を実施

2 NIE教育推進事業

子どもに新聞教材の活用を通して必要とされる情報活用能力や、変化が激しい社会において自ら判断し行動できる資質・能力を育成する。

柱1

「個を活かす協働的な学び」の実現

「個を活かす協働的な学び」とは、子どもたちが課題解決に取り組む中で、個々の考えやよい点を尊重しながら交流し、自らの知識や技能を組み合わせた、新たな価値を創造したりしながら解決を図る学びのことで、

「個を活かす協働的な学び」を実現させるためのポイント

課題設定 子どもにとって学びがいのある課題を設定していますか

知的好奇心を喚起し、主体的に考える姿勢を育みましょう。

- 一人では解決できそうにない課題
- 適度な困難さが設定された課題
- みんなで学ぶ価値を感じられる課題
- 教科の面白さや奥深さを感じさせる課題
- 知識や技能を活用しながら挑戦する課題
- 子どもの「当たり前」が揺さぶられる課題
- 実社会や実生活に関連した課題
- 単元単位で設定する大きな課題
- 子どものつぎのつぎやきから生まれた課題 など



全員参加 どの子どもも参加しやすい学び合いになっていますか

子どもの自由な発想や多様な考えを受け入れ、生かしましょう。

教室内の「画一性」「同調性」

個々の発想や考えのある「多様性」

意見を言いそびれてしまったら、発言をためらったりしている子どもにも「語る」チャンス！



- 自分の考えをまとめる時間の確保
- 一人一人のよい点を見つめる姿勢
- アイディアを発言しやすい雰囲気づくり
- 他者から学ぼうとする共感的な人間関係の育成
- 異なる考え方を生かした学び方の共有 など

授業づくりの三訓

基本が定着してから活用させるだけでなく、活用から入る授業展開も考えられます。その際、どのようなしかけが必要ですか。しかけた後、子どもの反応を見ながら待たせ姿勢を大切にしましょう。



知識や技能を活用しながら、課題に挑戦したり、学んだことをまとめる過程で、基本に立ち返ることも考えられます。



教員が、相手意識をもって分かりやすく説明したり、他の意見を引用したり、言葉を適切に用いたりして、子どものモデルを示すことも大切です。

柱2

「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「個に応じた指導」とは、子どもの学習内容の習熟の度合いだけでなく、一人一人の発達段階や特性、問題意識、学び目的等に応じた指導のことであり、「個別最適な学び」を指導者の視点で整理したものです。

「個に応じたきめ細かな指導」を充実させるためのポイント

見取り 子ども一人一人の学習の状況を見取っていますか

授業中やその前後に子どもの実態を把握しましょう。

- 授業では、こういう意図で伝えたいつもりだけれど、子どもたちの受け取り方は一人一人ずいぶん違うのね。
- 今日の授業はどのくらい割合の子どもが理解できたのかしら。
- 授業中の子どもの反応や表情の観察
- ノートや作品、机間指導によるつまずきの把握
- 振の返り等での自己評価に関する記述の活用
- これまでの授業記録や客観的な調査記録の活用
- 類似問題による診断的評価の活用 など



手立て 内容が身に付くような手立てを用意していますか

目の前の子どもも理解の状況に合わせて、対応を考えましょう。

- 個別の対話による理解促進
- ヒントカードや具体例、見本の準備
- 子どもの実態に応じた指導方法や教材の設定
- ICT機器の活用や個別指導による確実な習得
- 新出事項と既習事項の効果的な比較
- できるまで寄り添って教員の粘り強いかわり
- フィードバックを励まし、称賛 など

“Is this the picture of your family?”の答えを、“Yes, this is.”としたりだね。どうしてこう思ったのかな。



同じ人を繰り返し指すときに she や he を使ったように、物の場合は it を使うよ。

1 しかけて待つ

2 語らせつないで

3 認め励ます



肯定して安心感や自信をもたせたり、フィードバックを通して次への意欲をもたせたりと、どのタイミングで、どのような言葉をかけるかが大切です。

目に見える、見えないにかかわらず、子どもが努力したことを捉えて、どのような言葉を返しますか。授業を通して子どもの自己有用感を高め、次の学習への意欲付けにつなげましょう。

幼児期の教育の推進

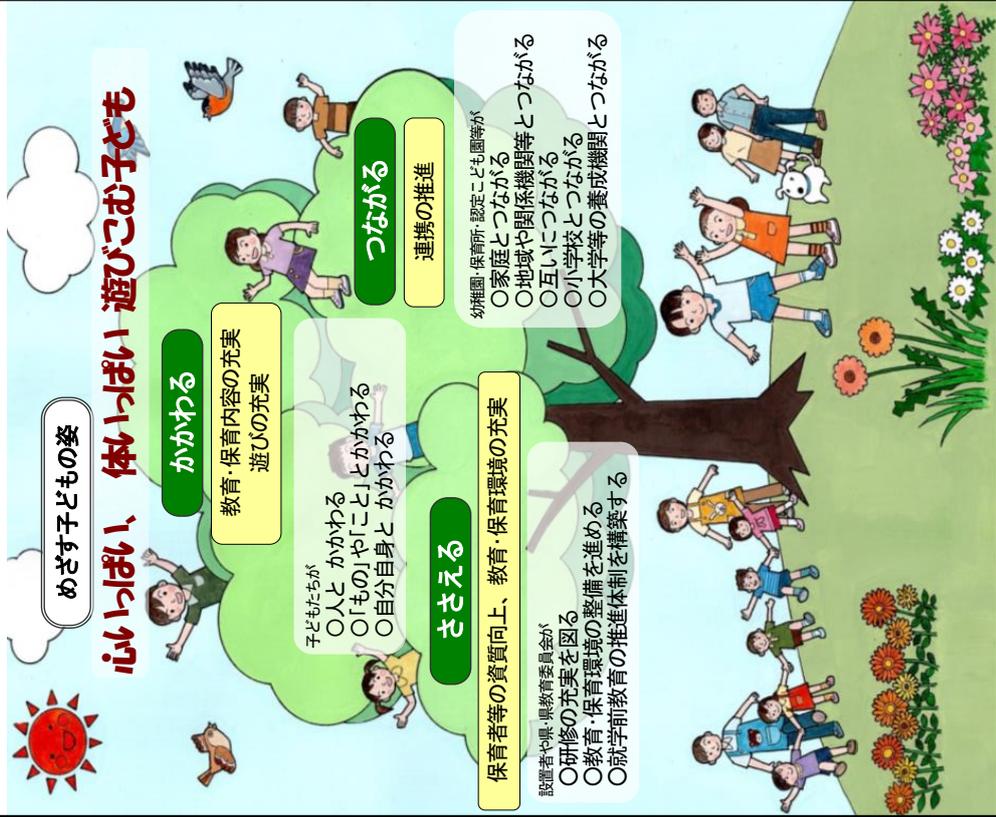
香川県就学前教育振興指針

めざす子どもの姿

心いっぱい、体いっぱい 遊びこむ子ども
保育者の役割

一人一人の子どもの確かな理解に基づいた適切な環境を整え、子どもの学びを支える保育者
重点方針

かかわる つながる ささえる



かがわ幼児教育支援センター

(令和5年4月
 義務教育課内に設置)

義務教育課・県総務学事課・県子ども政策課の職員と、非常勤の幼児教育スーパーバイザーで構成。保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進することで、幼児教育推進体制を強化する。

【所掌業務】

- ・ 就学前教育施設を対象とする訪問・指導や職員研修に関すること
- ・ 市町及び就学前教育施設への情報提供等に関すること
- ・ 市町と連携した就学前教育と小学校教育との接続に関すること
- ・ 就学前教育に係る課題等についての調査・研究に関すること 等

就学前教育サポート事業

就学前教育の質の向上を図るため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する研修の一元化を進めるとともに、就学前教育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)に幼児教育スーパーバイザーを派遣し、相談業務や指導・助言を行う。

【一元化している研修】

- 「幼児教育ミドルリーダー養成研修」 「幼児教育香川県研究協議会」
- 「幼・保・こ・小理解研修会」

幼児教育
 スーパーバイザー
 支援内容

- 園(所)内研修に関する内容
- 公開保育の参観と指導・助言
- 園経営に関する相談
- 若年保育者支援
- 小学校との連携推進
- その他、希望する内容



小学校教育との円滑な接続

【研修・研究】

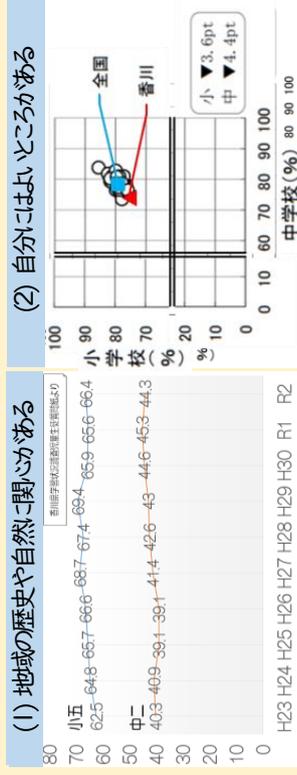
- ・ 幼児教育長期研修 ・ 学力向上モデル校事業「幼・小連携実践研究」
- ・ 幼・保・こ・小理解研修会
- 【連携・接続のヒント～実践例から～】
- ・ “安心”をテーマとし、幼児教育での学びを生かしたスタートプログラム
- ・ 全職員で、子どもの姿を通して話し合う幼小職員合同研修
 (「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有)
- ・ 互恵性のある連携 (例)幼小交流活動の見直し…“幼児を招待する”だけでなく“幼児と児童がともに活動する”交流活動へ

郷土に誇りを持つ教育の推進事業

- ふるさとを知り、ふるさとを土台としたアイデンティティを育むことは、将来、香川県はもとより、全国・世界で活躍する上での拠り所となる
- 過疎化・少子高齢化の中、ふるさとの可能性を模索し課題を乗り越えるためには、自身が生まれ育った市町はもとより、近隣の市町との協働もますます必要 → ふるさとの将来を自分事として捉え、近隣地域と調整しながら牽引できる人物が必要（県民みんなの問題）
- 自分が生まれ育った地域について学ぶことは、今後、広い視野に立ち、ふるさとの可能性や課題にアプローチする挑戦への第一歩

「香川で暮らしたい」「香川が好き」という人々を県内外に増やすため、学童期からふるさとへの関心を高めたい

- (1) 香川の歴史や自然に関心がある小5は66%、中2は45%。
- (2) 「じぶんにはよいところがある」と感じている子どもの割合が小中学校共に極めて低いため、自己有用感を高めていくことが今後重要。



- (1) 令和元年度の大学進学者4,874人のうち、4,013人(82.3%)が県外に進学。
- (2) 平成31年3月に卒業した県内大学生のうち、23.3%が県外で就職。
- (3) 県出身県外大学生のうち、卒業後、香川県で暮らしたい大学生は、60.2%。



→ 1. 児童期からふるさと香川のことを知り、自分事としてふるさと香川の課題解決に取り組むとともに、ふるさと香川の魅力を県外でも発信できる人材を育成するためのしかけづくりが必要

事業内容

- ① オリジナル教材「ふるさと香川」を活用したモデル校事業(1,252千円)
「ふるさと香川」を活用し、子どもがふるさとに愛着・誇りを持つとともに、自分事として課題を持ち解決に導くための有効な方法論を確立する。また、ふるさと学習の地域リソースを蓄積し、その成果を県内に普及する(本教材は、将来的に移住者等への販売も視野に入れる。)
- ② 地域読み物教材のデジタル化(120千円)
ふるさと香川に関する地域読み物教材「新ふるさとの心」を、冊子の配布から1人1台端末への提供にする。
- ③ 探究型・参加型の教材開発(5,950千円)
ふるさと香川を特徴付ける教材を児童生徒参加型で開発。
例) ふるさとカルタ

教育基本計画の柱に位置付け

「今住んでいる地域(香川県の)歴史や自然、産業について関心がありますか。」

現状値(H30年度)	目標値(R7年度)
小学校65.9%	小学校68.7%
中学校44.6%	中学校53.2%

(香川県学習状況調査)
※ 第2期かがわ創生総合戦略KPIの指標にもなっている。

(参考) ふるさと教育推進検討委員会 からの意見 (R3開催)

- ふるさと教育を通じて子どもに身に付けてほしいこと
 - ① ふるさとで生きる価値を知ること
 - ② ふるさとの魅力を発信するブランディング力
 - ③ ふるさとにおける問いを持ち協働して解決する力
- このため、次のことが重要
 - ① ふるさとを特徴づけるシンボリックな教材開発
 - ② ふるさとの魅力あふれる資源や人物との出会い
 - ③ ふるさとの課題を設定し地域の人と協働しながら解決するリアルな学び

事業の背景

■ 『学習指導要領（平成29年度告知）総則（文部科学省）』で、引き続き「読書活動」の充実が求められている。

■ 令和2年度から実施の「大学入学共通テスト」では、様々な科目で、読解力を試す問題が多く出題されている。

■ 令和3年度の全国学力・学習状況調査において、小学校、中学校ともに、国語の「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「言葉の特徴や使い方に関する事項」の3領域1事項において、全国正答率を下回る結果となった。

■ 令和3年度の県学習状況調査では、平日読書をまったくしない子どもが、小5で約12.4%、中2で約31.0%であった。学年が上がるにしたがって本を読まなくなる傾向にある。

様々な表現を通して、新たな世界や考えに出会う読書は、言語能力および読解力向上の基盤となる。学校や家庭で、子どもと本の出会いを大切にしながら、発達段階に応じ、継続的な読書習慣づくりが求められる。

事業の目的

- 令和3年度に選定した「香川の子どもたちに贈る100冊」を活用し、児童生徒の読書活動を推進する。

事業の内容

読書啓発

- 学校図書館、県立図書館、公立図書館、生涯学習・文化財課との連携
ポスターの掲示、特設コーナーの設置、朝の読書活動、23か60運動(生・文) 等
- 義務教育課HP及び1人1台ICT端末の活用
授業での活用方法や100冊の関連図書等、子どもの読書活動充実のための情報を随時紹介する。
小・中学生から100冊のブックレビューや本の帯、委員会活動のレポート等を募集して紹介するなど、児童生徒の参加体験型読書啓発活動を推進する。
- 児童生徒の読書活動について、学校の実態を踏まえて事業の効果を検証し、改善する。
学校図書館関係者へのアンケート、学校司書、教員、有識者等の意見交流会の開催 等



令和 主体的 働き方
 活用 対話的 ICT 一人一台端末
 さぬき 授業改善 学び
 学校 オンライン研修 個別最適 教育相談
 GIGA 深い バストミックス DX
 現職教育 情報モラル 生徒指導



その課題、**AI**に聞く？

それとも



裏面でも
紹介

香川県教育センター

Webサイトで
情報発信中

17,000冊蔵
教育ライブラリ

学校、研究会に
研修サポート

動画コンテンツ
オンライン研修

電話・メールで
研究相談

先生の教育相談
も可能



詳しくはWebサイトをチェック
<https://www.kagawa-edu.jp/educ01/>

香川県教育センター

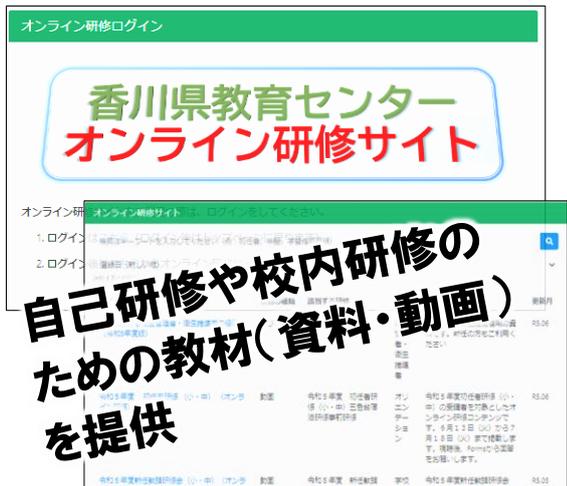


Webサイトをチェックしてください。

香川県教育センターは
子どもたちの未来の姿を描き育てる
学校・教職員をバックアップします。



オンライン研修サイト



授業力向上研修講座



調査研究報告



研修サポート・研究相談



教育ライブラリー



これらのほかにも、公開講演の聴講申し込みや退職教員等を派遣する「さめき学びの支援隊」等の各事業に関する情報や申込書等を提供しています。教育に関する情報が必要な時は、Webサイトや直接お電話でご相談ください。

お問い合わせ先 香川県教育センター 087-813-0955(代表)



教育課程一般（総則）

I 総説の概要

1 改訂の基本方針

（1）改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

（2）育成を目指す資質・能力の明確化

- ① 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
- ② 「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成）」
- ③ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養）」

※ 全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理

（3）「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- ① これまで地道に取り組まれ蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- ② 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ③ 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ④ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ⑤ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑥ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

（4）各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

- ① 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

(5) 教育内容の主な改善事項

- 言語能力の確実な育成
- 理数教育の充実
- 伝統や文化に関する教育の充実
- 体験活動の充実
- 外国語教育の充実

2 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則改正の要点

各教科等の種類や授業時数等について、次のような改正を行った。

- ① 小学校第3・4学年に「外国語活動」を、第5・6学年に「外国語科」を新設。
- ② 小学校第3・4学年で新設する外国語活動に年間35単位時間、第5・6学年で新設する外国語科に年間70単位時間を充てる（第5・6学年の外国語活動は廃止）
それに伴い小学校第3学年から第6学年で年間35単位時間増加。

(2) 前文の趣旨及び要点

- ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと
- ③ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

(3) 総則改正の要点

- ① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」
 - 学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善。
 - 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善。
 - 資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善。
 - 言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善するとともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置付け。

*プログラミング教育：

子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。

*プログラミング的思考：

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

② カリキュラム・マネジメントの充実

- カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう章立てを改善。
- 児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善。

③ 児童生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

- 児童生徒一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について明示。

- 障害のある児童生徒や海外から帰国した児童生徒、日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒など、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導と教育課程の関係について明示。
- 教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを明示。

3 道徳の特別の教科化に係る一部改正（略：道徳の頁を参照）

II 教育課程の編成・実施等のポイント

1 育成を目指す資質・能力（第1章第1の3）について

- 育成を目指す資質・能力を三つの柱で再整理することの意図
 - ・ 経験年数の短い教師であっても、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を確実に捉えられるようにすること。
 - ・ 教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施できるようにすること。
 - ・ 学校教育を通してどのような力を育むのかということを社会と共有すること。

2 カリキュラム・マネジメントの充実（第1章第1の4）について

- 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること。
 - ・ 各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握。
 - ・ 保護者や地域住民の意向等を的確に把握。
- カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。
 - ・ 教科等横断的な視点で教育の内容を編成する例については、学習指導要領解説総則編の付録を参照。
 - ・ 教育課程の評価や改善（P D C A）は、学校評価と関連付けながら実施。
 - ・ 学校運営協議会制度や地域学校協働活動等の推進により、教育課程を介して学校と地域がつながり、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有。

3 学校段階等間の接続（第1章第2の4の(1)(2)）について

(1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

- 小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫。
- 小学校の入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実。

(2) 小学校教育、中学校教育、高等学校教育の接続

- 小学校と中学校の接続に際しては、義務教育の9年間を通して児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指した取組が求められる。具体的には、例えば同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携を深めるため、次のような工夫が考えられる。
 - ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
 - ・ 校長・副校長・教頭の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。
 - ・ 教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図ること。
 - ・ 同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有していくこと。
- 中学校までの教育課程においては、生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、

選択履修を行う高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要。

4 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第1章第3の1の(1)）について

○ 授業改善を行うための3つの視点

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ・ 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ・ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

○ 思考・判断・表現の過程

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程。
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程。
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程。

5 学習評価の充実（第1章第3の2の(1)）について

- これまでの4観点から、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点への整理を検討
- 「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意
- 「学びに向かう力、人間性等」

「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分がある。

「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とすべきである。
(中央教育審議会答申)

6 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導（第1章第4の2の(1)）について

(1) 障害のある児童生徒への指導

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を全員について作成する。
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努める。

(2) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

- 本人に対するきめ細かな指導とともに、他の児童生徒についても、互いの長所や特性を認め、

広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮。

- 日本語の習得に困難がある児童生徒に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能。

(3) 不登校児童生徒への配慮

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第3条第2号及び第3号において、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」と規定。
- 不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要。

■不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えます。

- ・不登校特例校の設置を促進 ・校内教育支援センターの設置を促進 など

■心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- ・1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 など

■学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

- ・学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善 など

(文部科学省「COCOLOプラン」(令和5年3月)より抜粋)

III 「令和の日本型学校教育」について

(『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日、中央審議会答申)より)

1 日本型学校教育について

(1) 成果 一知・徳・体を一体で育む一

- 学校が、学習指導面のみならず、生徒指導面でも主要な役割を担うこと
- 様々な場面を通じて子供たちの状況を総合的に把握した教師の指導
- 学校給食や課外活動など広範囲にわたる全人的な教育の提供 など

(2) 我が国の学校教育が直面している課題

- 情報化の加速度的な進展への対応の遅れ
- 子供たちの多様化
- 教師の長時間勤務による疲弊 など

(3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- 学校教育の質と多様性、包括性を高め、教育の機会均等を実現する
- 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現する など

2 一人一人の学習を成り立たせる 一個別最適な学びと協働的な学び一

(1) 「個別最適な学び」について

- 自らの学習状況の把握、学習の進め方の工夫、調整をしながら粘り強く取り組む
- 興味・関心に応じた課題の設定、子供自身による情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなど、主体的に学習を最適にする

(2) 「協働的な学び」について

- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや他の学校の子供たちとの学び合い
- 同じ空間で時間を共にすることで間隔を働かせながら、刺激し合う
- ※ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現することが重要

3 新たなテクノロジーの活用 —指導方法の多様化とICT—

(1) 教師への期待

- 児童生徒が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を最適化することができるように促していく。
- 学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等をICTの活用により蓄積・分析・利活用しつつ、児童生徒の興味・関心や悩みなどを見取り、個々の状況を踏まえて指導する。

(2) これまでの実践とICTとの最適な組み合わせ

- 教師の対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）。
- ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成する。

IV 香川の新しい指導体制の在り方 —「個を活かす協働的な学び」の実現に向けた授業改善—

（小中学校における新しい指導体制の在り方検討委員会、令和3年2月）

1 これまでの成果と課題

(1) 成果

- 教員による基礎・基本の定着を重視した丁寧な指導による「個に応じたきめ細かな指導」の確立

(2) 課題

- 授業において教員が説明しすぎる傾向があり、児童生徒が受け身となり、自由な考えが生まれにくくなるおそれ



「個に応じたきめ細かな指導」による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に加えて、「個を活かす協働的な学び」という視点にも軸足を置き、知識・技能を活用したり、多様な他者と協働しながら課題を解決したりして新たな価値を創造する力を身に付けることが大切

2 授業改善の方向性

(1) 個を活かす協働的な学び合い

- 興味・関心に応じた課題や、深める価値のある課題を設定し、多様性や協働性を発揮しながら課題解決へ
- 成果の実感、自己肯定感や自尊意識の向上につなぐ
- 協働的な学び合いの中で、個の学びが保障されることが重要

(2) 学んだ知識・技能の活用

- 基本と応用・実践とを一体的なものとしてとらえ、両者を自由に往来できる学習が重要
- 知識・技能の定着に多くの時間が取られ、知識・技能を活用する応用・実践の機会が不十分にならないように留意

(3) フィードバック

- 自分の学習状況を見つめ、調整
- 児童生徒相互のフィードバックや自己評価等の自分のフィードバックが有効

道徳科部会（小・中学校）

I 道徳科における学習指導要領の趣旨と指導上の留意点

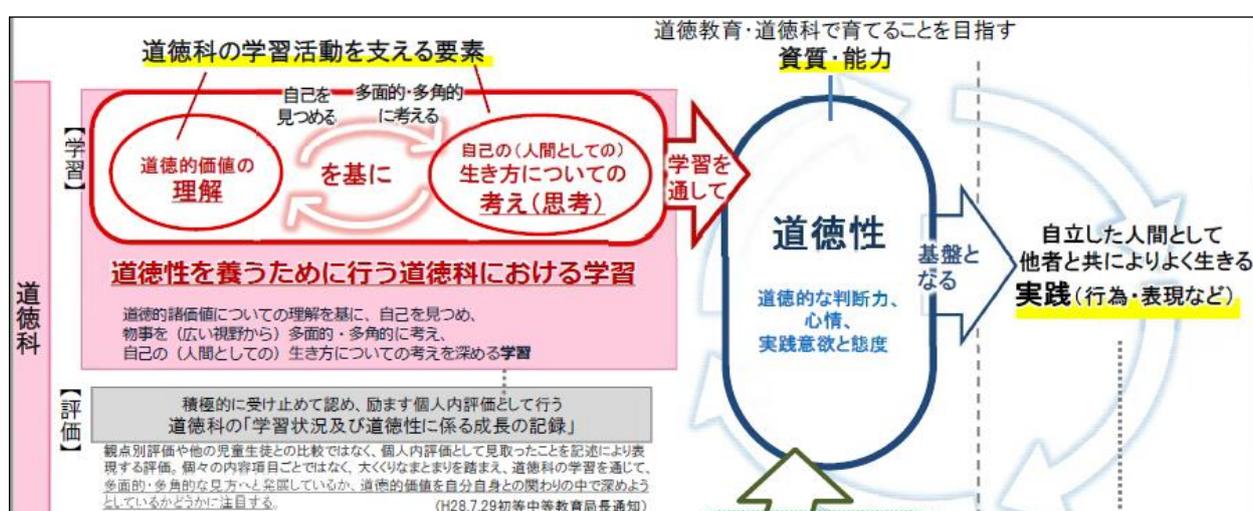
1 何ができるようになるか

(1) 育成すべき教科の目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を「広い視野から」多面的・多角的に考え、自己の「人間としての」生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。（〔 〕内は中学校。以下同じ。）

(2) 道徳科における見方・考え方

- 様々な事象を、道徳的価値の理解を基に自己との関わりで「広い視野から」多面的・多角的に捉え、自己の「人間としての」生き方について考えること。



<小・中学校における道徳教育と資質・能力（イメージ）>

2 何を学ぶか

(1) 内容の捉え方

- 「内容」は、教師と児童生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。

(2) 四つの視点

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

- この四つの視点は相互に深い関連をもっている。
- 相互の関連を考慮しながら、四つの視点に含まれる全ての内容項目について適切に指導しなければならない。

(3) 児童生徒の発達的特質に応じた内容構成の重点化

- 内容項目については、小学校においては、児童の発達の段階などを考慮し、最も指導の適時性のある内容項目を学年段階ごとに精選し、重点的に示している。また、中学校においては、自ら考え行動する主体の育成を目指した効果的な指導を行う観点から、重点的に示している。

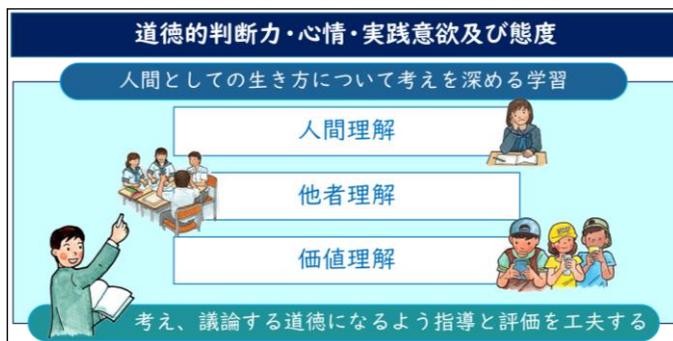
II 道徳科における授業改善に向けて（どのように学ぶか）

1 道徳科の評価とカリキュラム・マネジメントについて

(1) 道徳科の指導と評価について

① 道徳科で養う内面的資質「道徳的判断力・道徳的心情・道徳の実践意欲及び態度」について

- ・ 道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲及び態度を諸様相とする内面的資質である。このような道徳性が養われたか否かは、容易に判断できるものではない。しかし、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科の指導では、その学習状況や成長の様子を適切に把握し評価することが求められる。



- ・ 道徳科では、児童生徒が「自己を見つめ」「[広い視野から]多面的・多角的に」考える学習活動において、「道徳的諸価値の理解」と「自己の[人間として]の生き方についての考え」を、相互に関連付けることによって、深い理解、深い考えとなっていく。こうした学習における一人一人の姿を把握していくことが児童生徒の学習活動に着目した評価を行うことになる。

② 道徳科に関する評価の基本的な考え方について

児童(生徒)の学習の状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

「第3章 特別の教科道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取り扱い」の4より

【評価のための具体的な工夫例】

- ・ 学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したものや児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したものを評価に活用する。
- ・ 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程を通じて児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する。

【留意すること】

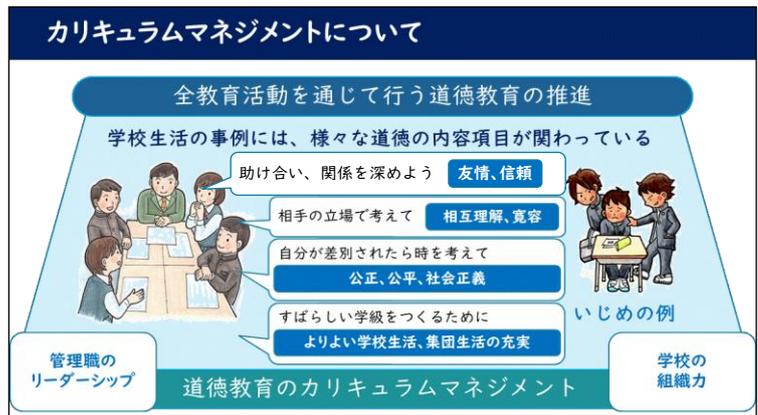
- ・ 記録物や実演自体を評価するのではなく、学習過程を通じていかに道徳的価値の理解を深めようとしていたか、自分との関わりで考えたかなどの成長の様子を見取るものである。

- 見取りのポイント「一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか」
 - ・ 道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を、様々な視点から捉え考えようとしていることを見取る。
 - ・ 自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしていることを見取る。
 - ・ 複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を、広い視野から多面的・多角的に考えようとしていることを見取る。
- 見取りのポイント「道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか」
 - ・ 読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしていることに着目する。
 - ・ 自分自身を振り返り自らの行動や考えを見直していることがうかがえる部分に着目する。
 - ・ 道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解を更に深めているかを見取る。
 - ・ 道徳的価値を実現する難しさを自分のこととして捉え、考えようとしているかを見取る。

(2) 道徳教育とカリキュラム・マネジメントについて

① 全教育活動を通じて行う道徳教育の推進について

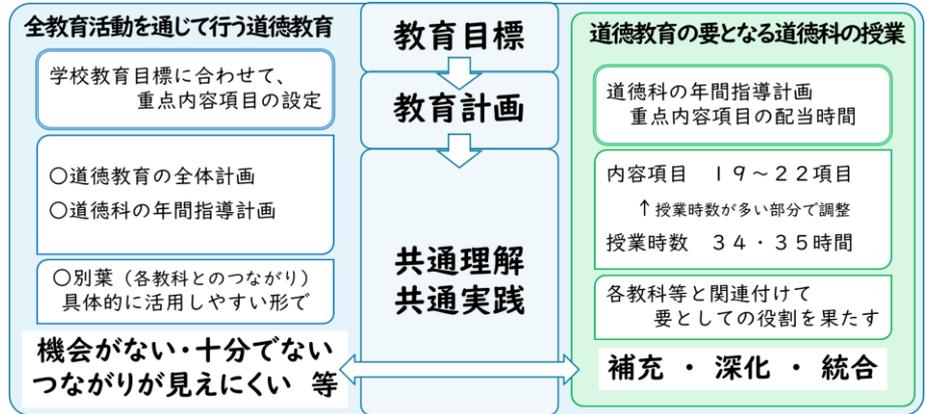
学校生活の出来事も見方や捉え方次第で様々な道徳の内容項目につながる場面がある。例えば「いじめ」の問題について、「助け合い、関係を深めよう」と考えれば内容項目の「友情、信頼」につながる。また、アプローチを変えれば、「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「よりよい学校生活、集団生活の充実」等も考えられる。そのため、管理職



がリーダーシップを発揮し方向性を定め、高い学校の組織力を発揮してカリキュラムマネジメントを行い、上記のような出来事から道徳的価値を意図的・計画的に取り上げることが求められる。このように、全職員が同じ方向を向いて全教育活動を通じて道徳教育を進めていく必要がある。

② 道徳教育の充実を図るカリキュラム・マネジメントについて

このカリキュラムマネジメントでポイントになるのは、道徳教育の全体計画と要となる道徳科の授業の関わりだと言える。これは、道徳教育の全体計画の中に「道徳教育の要となる道徳科の授業」が位置付くという関係である。



この道徳教育を各校で整備するにあたり、まずは、学校教育目標に合わせて、各校の重点内容項目を設定する。そして、道徳教育の全体計画、道徳科の年間指導計画をつくっていく。この道徳科の年間指導計画は、重点内容項目に合わせて配当時間が決められる。さらに、一般的には、道徳科と各教科、行事等の関連を時期ごとに整理した別業の作成も指導要領には示されている。

これらの計画を実践する際、教育活動にはそれぞれねらいがあるため、道徳的価値の学びに対して、「機会がない・十分でない・つながりが見えにくい」等の場合があることが考えられる。その部分を補充・深化・統合させていくように計画されていれば、道徳科の授業が道徳教育の要として機能する。今後は、各学校で、全教育活動を通じて道徳教育ができるよう、全体計画の充実を図ることが求められる。

③ 道徳科の授業における「補充・深化・統合」とは

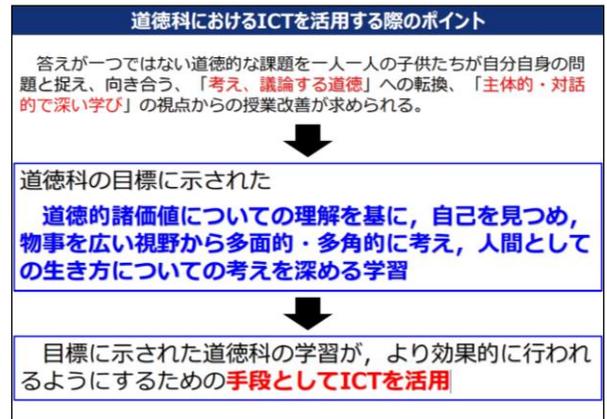
全教育活動を通じて行う道徳教育の中では	
補充	… 機会が少ないから道徳科の授業で確実に扱う。
深化	… 十分な指導ができず、心に届いていないから道徳科の授業でしっかり指導する。
統合	… ばらばらなので、つながりを知り、より深く理解したり、発展させたりする。

各教科、(外国語活動)、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育として取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童生徒や学校の実態等を踏まえた指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意することで全教育活動を通じて行う道徳教育がより充実していく。

2 ICT活用について

(1) ICT活用に向けた課題

「令和の日本型学校教育」では、「個別最適な学び」「協働的な学び」を促すためにICTの活用について述べられているが、道徳科の授業でも今後ICTを有効活用した授業が増えることが見込まれる。ICTを活用した指導を行う際も、道徳科の目標をおさえることが最優先である。目標に示された道徳科の学習が、より効果的に行われるようにするための手段としてICTを活用する。



(2) 指導上の留意点

一般的な道徳の学習指導過程におけるICT活用例

段階	導入	展開	終末
ICT の 活 用 例	<ul style="list-style-type: none"> 実態や問題の提示（画像や映像、グラフ等） 	<ul style="list-style-type: none"> 教材の提示（画像や映像等） 自分の考えをもつ（ICT端末に示す） 他者の考えを知る（ICT端末に共有する）（表やグラフ等） 話し合う（直接的な対話） 自己を見つめる（ICT端末に蓄積する） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活の様子への提示（画像や映像等） 外部の方の言葉への提示（画像や映像等）

※太字が一人一台端末を利用した活用方法

【ICT活用のポイント】

- ICT端末を活用することで、道徳科の学習において求められる児童生徒一人一人の感じ方や考え方をこれまで以上に生かすことが可能となり、児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、物事や道徳的価値を多面的・多角的に考えたり、自分の問題として受け止め深く自己を見つめたりするなどの学習につなげることができる。このように、自己理解や他者理解を促すような協働的な学びを効率的に行うために活用することが考えられる。
- 授業後にアンケートを行う場合、これまで、その場で全体の状況を把握することができなかったが、ICTを活用することで、授業中に行うアンケートでもその場で結果を確認することが可能となる。このように、ICT機器を利用して学級全体の傾向を即時的に提示することで、全体的な変容を捉えることができ、自己を見つめ直す際の手がかりとすることができる。
- 毎時間蓄積された児童の考えは、継続的に行われた道徳科の授業で一人一人の児童生徒の学習状況を見取って行われる評価の資料として活用することができる。

III 参考となる資料等

- ・「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）

平成 28 年 7 月 22 日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議

- ・考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめについて（報告）

平成 28 年 8 月 26 日 考える道徳への転換に向けたワーキンググループ

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）

平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会

- ・学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm

- ・道徳教育アーカイブ ～「道徳科」の全面実施に向けて～ <https://doutoku.mext.go.jp/>

総合的な学習の時間部会（小・中学校）

I 総合的な学習の時間における学習指導要領の趣旨と指導上の留意点

1 総合的な学習の時間で育成することを旨とする資質・能力

（1）育成すべき資質・能力の三つの柱（総合的な学習の時間の目標）

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを旨とする。

【知識及び技能】

探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。

【思考力、判断力、表現力等】

実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。

【学びに向かう力、人間性等】

探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

（2）総合的な学習の時間における「探究的な見方・考え方」

各教科等における見方・考え方を総合的に活用するとともに、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること

2 総合的な学習の時間の特質に応じた学習の在り方

- 総合的な学習の時間においては、学習活動の例示として、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題などを示している。こうした探究課題は、総合的な学習の時間で扱うだけでなく、各教科等の学習と関連付け、全体としてどのような資質・能力を育成していくかという視点も重要である。
- 持続可能な社会の担い手として必要とされる資質・能力を育成するには、どのようなテーマを学習課題とするかではなく、必要とされる資質・能力を育むことを意識した学習を展開することが重要である。各学校がE S Dの視点からの教科横断的な学習を一層充実させていくに当たり、総合的な学習の時間が中心的な役割を果たしていくことが期待される（持続可能な開発のための教育「E S D」）。
- 総合的な学習の時間では、例えば、探究的な学習の中で、プログラミングを体験しながら、自分の暮らしとプログラミングとの関係を考え、そのよさに気付く学びを取り入れていくことが考えられる。その際、プログラミングを体験することが、総合的な学習の時間における学びの本質である探究的な学習として適切に位置付けられるようにするとともに、児童生徒一人一人に探究的な学びが実現し、一層充実するものとなるように十分配慮することが必要である。

3 探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」

（1）主体的な学び

総合的な学習の時間において、探究のプロセスの中で主体的に学んでいく上では、課題設定と振り返りが重要である。課題の設定に当たっては、自分事として課題を設定し、主体的な学びを進めていくようにするため、実社会や実生活の問題を取り上げることや、学習活動の見通しを明らかにし、ゴールとそこに至るまでの道筋を描きやすくなるような学習活動の設定を行うことが重要である。

(2) 対話的な学び

多様な他者と力を合わせて問題の解決や探究活動に取り組むことは、㊦他者へ説明することにより生きて働く知識や技能の習得が図られること、㊧他者からの多様な情報が収集できること、㊨新たな知を創造する場を構築できることといったよさがある。

協働的に学習する際には、グループとして結果を出すことを目的にせず、一人一人がどのような資質・能力を身に付けるかということが重要であることに留意する。

(3) 深い学び

探究的な学習の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。実社会・実生活に即した学習課題について探究的に学ぶ中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的に働かせることで、個別の知識や技能は関連付けられて概念化し、能力は実際の活用場面と結び付いて汎用的になり、多様な文脈で使えるものとなることが期待できる。

II 総合的な学習の時間における授業改善に向けて

1 授業改善に向けた配慮事項

(1) 学習過程を探究的にすること

探究的な学習とするためには、学習過程が以下になることが重要である。

【課題の設定】

体験活動などを通して、課題意識をもつ。

- ・ 児童生徒がもっている問いを顕在化
→違和感、必要感、矛盾などを伴った問い
- ・ 身に迫った切実感のある課題を設定
- ・ 教師の意図的な働きかけが必要

【情報の収集】

必要な情報を取り出したり収集したりする。

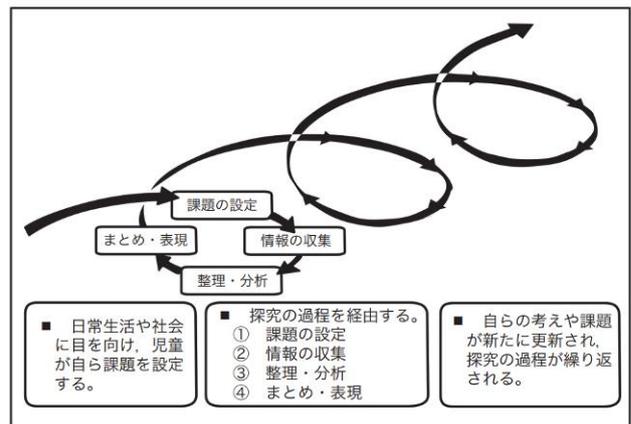
- ・ 児童生徒が収集した情報の量と質を把握
- ・ 体験を伴った情報の収集に配慮

【整理・分析】

収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

- ・ 多様で雑多な情報を整理し、再構成することが重要
- ・ 思考ツールにより可視化・操作化→思考ツールを使うことが目的にならないように配慮

探究的な学習における児童の学習の姿



《整理・分析》の過程における学習活動の事例

※収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

- | | |
|---|-------------------------------|
| 事例① 地図を用いて整理・分析する | 事例② グラフ化して整理・分析する |
| 事例③ 統計的手法を用いて整理・分析する | 事例④ KJ法的手法を用いて整理・分析する |
| 事例⑤ コンセプトマップを用いて整理・分析する | 事例⑥ ベン図を用いて整理・分析する |
| 事例⑦ ランキング表を用いて整理・分析する | 事例⑧ ロジックツリーを用いて構造化しながら整理・分析する |
| 事例⑨ 座標軸を用いて整理・分析する | 事例⑩ クラゲチャートを用いて整理・分析する |
| 事例⑪ KWLシートを用いて整理・分析する | |
| 事例⑫ ピラミッドチャートを用いて具体化（個別化、分解）しながら整理・分析する | |
| 事例⑬ ピラミッドチャートを用いて抽象化（一般化、統合）しながら整理・分析する | |

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 小学校編」(令和3年3月 文部科学省)より抜粋

【まとめ・表現】

気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

- ・ 相手意識や目的意識を明確にしたまとめ

- 探究の過程は、いつも「課題の設定」～「まとめ・表現」が順序よく繰り返されるわけではない。
 - ・ 順序が前後することもある
 - ・ 一つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われることもある
- 探究の過程は何度も繰り返される。
- (2) 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること（個を活かす協働的な学び合い）
 - 多様な情報を活用して協働的に学ぶ
 体験活動では、それぞれの児童生徒が様々な体験を行い多様な情報を手に入れる。それらを出し合い、情報交換しながら学級全体で考えたり話し合ったりすることで、課題が明確になっていく。
 - 異なる視点から考え協働的に学ぶ
 物事の決断や判断を迫られるような話し合いや意見交換を行うことは、収集した情報を比較したり、分類したり、関連付けたりして考えることにつながる。そのような場面では、異なる視点からの意見交換が行われることで、互いの考えが深まる。
 - 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
 児童生徒同士で解決できないことも地域の人や専門家などとの交流を通じて学んだことを手掛かりに学ぶことができる。また、地域の大人などとの交流は、児童生徒の社会参画の意識を目覚めさせる。
 - 主体的かつ協働的に学ぶ
 学級の中では、全ての児童生徒が社会的、開放的であるとは考えられない。内省を好む児童生徒もいれば、他者との関わりに困難さを感じる児童生徒もいる。全ての児童生徒を同じ方向に導くということではなく、それぞれの児童生徒なりに主体的に学ぶこと、協働的に学ぶことのよさを実感できるように工夫することが大切である。
- (3) 現状と課題
 - 小学校と中学校とで同様の学習活動を行うなど学校種間の取組の重複が見られること。
 - 補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり、体育祭や修学旅行の準備、合唱コンクールの練習、朝の読書などを安易に総合的な学習の時間として実施したりしている例が見られること。
 - 探究のプロセスを意識するということは広まってきているが、探究のプロセスの中でも「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取組が十分ではないという課題も見られること。

2 総合的な学習の時間における目標と内容の設定

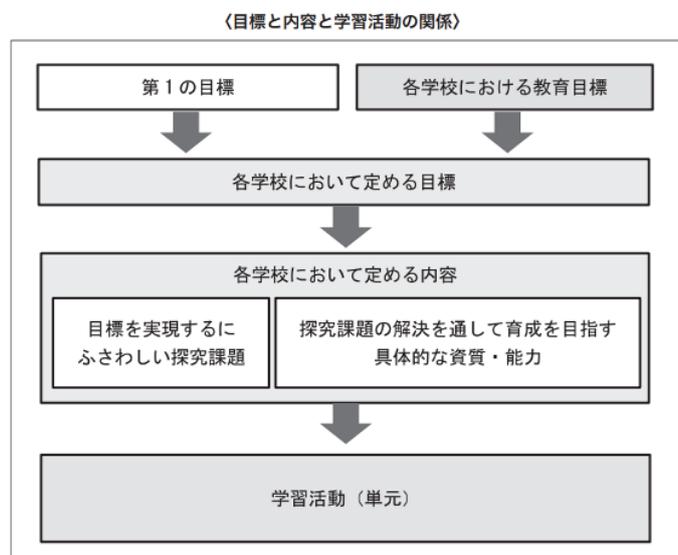
(1) 総合的な学習の時間における目標の設定

- 各学校においては、第1の目標（学習指導要領における総合的な学習の時間の目標）を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。
- 各学校の学校教育目標と各学校の総合的な学習の時間の目標との関連を図る。

(2) 総合的な学習の時間における内容の設定

【「探究課題」とは】

- ・ 目標の実現に向けて、学校として設定した児童生徒が探究的な学習に取り組む課題（従来「学習対象」として説明されてきたものに相当する）
- ・ 探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したもの



【探究課題設定の3つの要件】

- ① 探究的な見方・考え方を働かせて学習することがふさわしい課題であること
- ② その課題をめぐって展開される学習が、横断的・総合的な学習としての性格をもつこと
- ③ その課題を学ぶことにより、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことに結び付いていくような資質・能力の育成が見込めること

《探究課題の例》

- ・ 現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題
国際理解、情報、環境、福祉・健康、資源エネルギー、安全、食、科学技術 など
- ・ 地域や学校の特色に応じた課題
町づくり、伝統文化、地域経済、防災 など
- ・ 児童生徒の興味・関心に基づく課題
キャリア、ものづくり、生命 など

【「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」とは】

- ・ 各学校において定める目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体化したもの
- ・ 教師の適切な指導の下、児童生徒が各探究課題の解決に取り組む中で、育成を目指すもの

【設定する際の留意点】

- ・ 各学校において定める目標と、「探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力」の2つにより、この時間の教育活動を通して「どんな子供を育てたいか」を明示すること
- ・ 育成する資質・能力を明示するとともに、児童生徒や保護者、地域・社会にも積極的に説明し共有すること

3 ICTの活用について

(1) ICTの活用で期待される学び

- 時間と空間を超えた学び（オンラインの活用を通して時間と空間を超えた新たな学びが実現）
- 個と集団の学びの深まり（個と集団の学びが往還し、相互に影響し合って高まっていく）
- 探究の高度化（情報や情報手段を意図的に選択・活用することで、探究の過程が高度化）

(2) ICT活用で学習の質を高めるポイント

- ① 課題の設定…グローバルな課題、ローカルな課題、情報の蓄積による個に応じた課題設定が可能
- ② 情報の収集…多様な情報、多量な情報、最新の情報、加工しやすい情報を、いつでも、どこでも、素早く、手軽に調査し収集することが可能
- ③ 整理・分析…デジタルデータを検索、分析するなどして情報を再構成したり、プログラミング的思考を育成したりすることすることが可能
- ④ まとめ・表現…校内のみならず、国内外への多様な発信、手軽な制作と加工の繰り返し、成果物の永続的な蓄積が可能

Ⅲ 総合的な学習の時間における指導と評価の一体化

- 評価規準を作成する際には、単元で行う学習活動やどのような資質・能力を重視するかによって具体的に記述することが求められる。なお、「単元の評価規準」の指導計画への位置付けについては、総括的な評価を行うためにも、児童生徒の姿となって表れやすい場面、全ての児童生徒を見取りやすい場面を選定することが大切である。
- 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であり、観点別の学習状況についての評価は、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場면을精選することが重要である。

特別活動部会（小・中学校）

I 特別活動における学習指導要領の趣旨と指導上の留意点

1 何ができるようになるか

（1）育成すべき教科の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

【知識及び技能】

多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

【思考力、判断力、表現力等】

集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

【学びに向かう力、人間性等】

自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（人間として）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。 ※（ ）は中学校

○ 特別活動で育成を目指す資質・能力の視点

- ・「人間関係形成」…集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点
- ・「社会参画」…よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点
- ・「自己実現」…集団の中で、自己の生活の課題を発見しよりよく改善する視点

（2）特別活動における見方・考え方

各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けることである。

このことは、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」として示されている。

2 何を学ぶか

（1）学級活動の内容

（1）学級や学校における生活づくりへの参画

主として自発的・自治的な集団活動の計画や運営に関わるものであり、教師の適切な指導の下での、学級としての議題選定や話し合い、合意形成とそれに基づく実践を重視した活動。日々の学級経営の充実と深く関わる。

（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康や安全に関するもので、児童（生徒）に共通した問題であるが、一人一人（の生徒）の理解や自覚を深め、意思決定とそれに基づく実践等を重視する活動。関係する教科、個別の生徒指導等との関連を図りつつ、教師が意図的、計画的に指導する必要がある。

（3）一人一人のキャリア形成と自己実現（※小学校新設）

個々の児童（生徒）の将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定に基づく実践活動にまでつなげることをねらいとする活動。学校の教育活動全体（学校教育全体）を通してキャリア教育を適切に行う。

（児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の内容）

それぞれの活動を通して育成すべき資質・能力を明確化した。学校規模等に留意して必要に応じて重点化、行事間の関連を図る。

(2) 資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実

① 教育内容の構造化

- 小学校は、内容（１）、内容（２）に加え、（３）一人一人のキャリア形成と自己実現が加わる。内容項目の総数は１０のままに整理する。
- 中学校は、内容（１）を重視する視点から、年間３５時間で１７の内容項目を指導するのは多すぎるため、（２）、（３）の内容を各項目の関連に配慮して整理し、１１項目とする。
- 内容（１）は集団としての合意形成を、（２）と（３）は一人一人の意思決定を行う。
- 児童会（生徒会）活動の内容（１）を「児童会（生徒会）活動の計画や運営」として、児童（生徒）が主体的に組織を作ることと明示した。
- キャリア教育に関して、見通しを立てたり振り返ったりするための教材（例：キャリアパスポート）等を活用する。

② 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

- 児童会活動における異年齢集団活動、生徒会活動におけるボランティア活動等の社会参画を重視
- 学校行事では、小学校における自然の中での集団宿泊活動、中学校における職場体験等の体験活動を引き続き重視
- 健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示

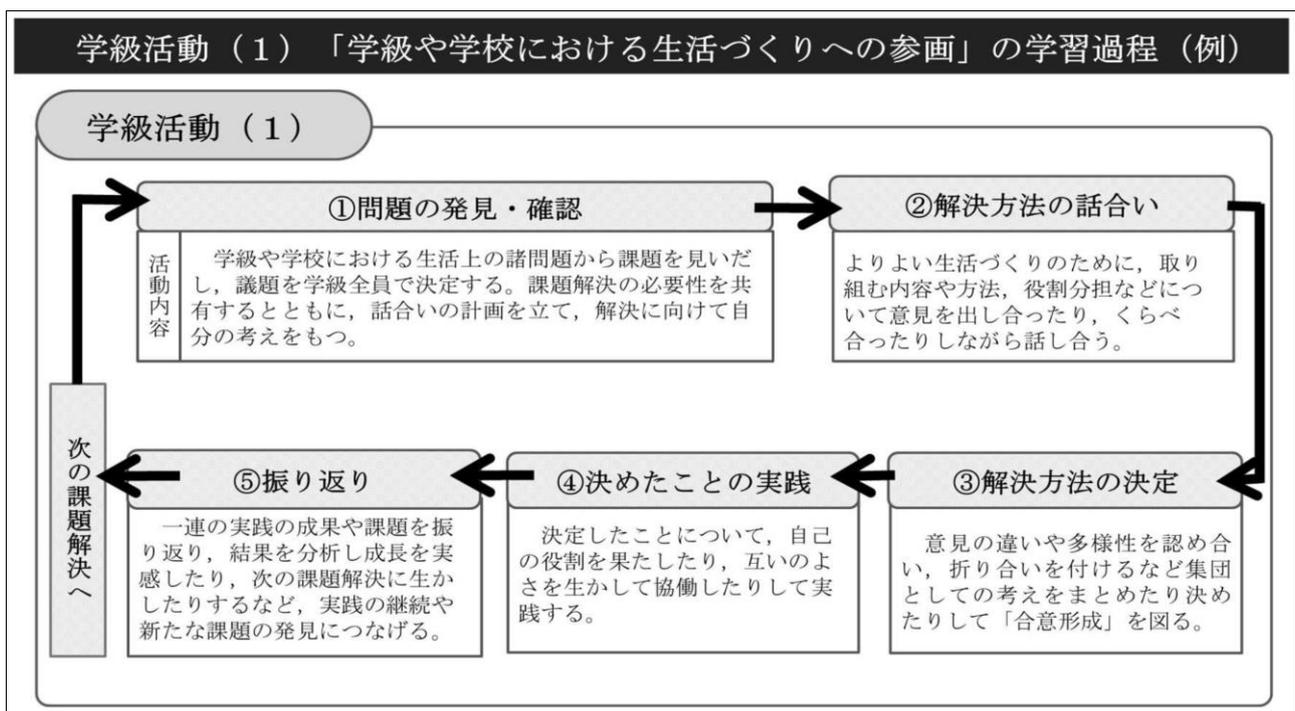
Ⅱ 特別活動における授業改善に向けて（どのように学ぶか）

1 学習指導の改善・充実

- ・ 学級や学校における集団活動を通して、生活上の諸課題を見出し解決できるようにすること
- ・ 学級や学校における集団や自己の生活上の課題を見出し、解決するために合意形成を図ったり、意思決定したりする中で、話し合いを通して他者の様々な意見に触れ、自分の考えを広げたり、課題について多面的・多角的に考えたりすること
- ・ 特別活動が重視している「実践」を、単に行動の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉えること

2 どのように学ぶか —学びのプロセスと主体的・対話的で深い学び—

- 特別活動における学習過程（小学校「学級活動（１）」の例）



【①問題の発見・確認】

- ・ アンケートや自己評価カードなどから実態を把握し、課題を見出す。
- ・ 行事や活動後の振り返りから課題を見出す。
- ・ 体験やロールプレイングなどから感じたことから課題を見出す。

【②解決方法の話合い、③解決方法の決定】

〈小学校〉

- ・ 自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成する。〔第1学年及び第2学年〕
- ・ 理由を明確にして考えを伝えたり自分と異なる意見も受け入れたりしながら、合意形成を図る。〔第3学年及び第4学年〕
- ・ 相手の思いを受け止めて聞いたり、相手の立場や考え方を理解したりして、多様な意見のよさを積極的に生かして合意形成を図る。〔第5学年及び第6学年〕

〈中学校〉

- ・ 課題に対して、一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で、合意形成に向けた話合いに臨むようにすること。
- ・ 合意形成に基づき実践するに当たって、自分自身に何ができるか、何を行うべきかということを中心に考えて、意思をもつこと。

【④決めたことの実践、⑤振り返り】

- ・ 過程や成果・課題を振り返り、自分たちの実践を評価する。
- ・ 定期的に確認し、修正や改善を加える。
- ・ 振り返りカードに互いにコメントを書くなど、他者評価を取り入れる。

○ キャリア・パスポートの取組について

【学習指導要領 特別活動 学級活動 3内容の取扱い (2)】

2の(3) (一人一人のキャリア形成と自己実現)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

〈キャリア・パスポートに期待されていること〉

- ・ 体系性・・・それぞれの活動を育成すべき資質・能力とつなげること
- ・ 振り返り・・・記録として自己の成長を残していくこと
- ・ 見通し・・・次の学校(学年、活動)での自分の姿に具体的な見通しをもつこと

〈キャリア・パスポートのポイント〉

- ・ 「振り返り」と「見通し」をつなげること

これまでも多くの学校で学習の振り返りや、今後の見通しをもたせる取組は行われてきた。そのような、これまでの取組を大切にしつつ、振り返りだけ、見通しだけにとどまらず、この2つの記録をつなげることが重要。つまり、これまでの成長の記録を基に自分自身を振り返ることでしっかり自己理解につなげ、その自己理解に基づいて次の活動や今後の自分の見通しを具体的に語らせていくことが大切。

- ・ 「取捨選択・再編集」を行うこと

日々積み重ねられている活動の記録や振り返りは一人一人の大切な成長の記録である一方、あまりにも膨大な記録は、逆に児童生徒の振り返りをはばむものにもなる。したがって重要なのが、取捨選択・再編集を行うことである。一人一人のよさや自分の可能性への見通しをもたせていくために、どのように取捨選択・再編集を行っていくかがキャリア・パスポートの取組では重要になる。

3 ICTの活用について

(1) 特別活動における1人1台端末の活用例

① 学級活動における活用例

＜集団や自己の生活上の課題を解決するために学習者用端末を活用＞

- ・ 生活場면을撮影したり、サイトにアクセスしたりして、必要な情報を収集し、学校生活や社会の問題を見出す。
- ・ 個人の意見を表明し合うとともに意見を比べ合い整理する場面での活用。
- ・ 解決方法を集団として合意形成、個人として意思決定する場面での活用。
- ・ 実践を撮影及び編集し、他者と共有したり、互いの記録を統合して次の課題解決につなぐ。

② 児童会・生徒会活動における活用例

- ・ 表計算ソフトや学習支援ソフトを利用することで、合意形成に向けた話し合い活動がより効率化したり充実したりする。
- ・ 生徒会活動や学校行事ではアイデアを効果的に伝播できる。
- ・ 動画の撮影や視聴を通して、イメージしにくい現象を動的にシミュレーションすることで、理解をより深めることができる。
- ・ 遠隔地では合同児童生徒会議で多様な意見聴取ができる。

③ クラブ活動、学校行事における活用例

- ・ 表現場面（運動会の演舞など）を撮影し、それを見返すことでセルフチェックする。
- ・ クラブ活動の活動内容や新たな設立をタブレットを使って紹介、提案する。

(2) 特別活動におけるICT活用の際の課題と留意点

① 特別活動の学習の一層の充実を図るための有用な道具として位置付ける

特別活動の指導に当たっては、その方法原理である「なすことによって学ぶ」直接体験が基本であることから、特別活動の特質「集団活動、実践的な活動」の代替としてではなく、特別活動の学習の一層の充実を図るための有用な道具としてICTを位置付け、活用する場面を適切に選択し、教師の丁寧な指導の下で効果的に活用することが重要である。その中で、適宜コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用することで、児童生徒の学習の場を広げたり、学習の質を高めたりすることができる。

② 学級における支持的風土の醸成や安易な多数決にならない支援の在り方が一層求められる

ICTの活用によって情報共有や意見表明、集計などに学習者端末が効果を発揮し、特別活動の学習における「合意形成」や「意思決定」が容易にできるようになる。だからこそ、日頃からの確かな学級経営の中で子供たち同士の共感的な人間関係を築いたり、解決方法の決定等に当たっては安易な多数決にならないように助言したりするなどの教師の支援が一層求められる。

III 参考となる資料等

- ・ 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」 平成30年12月 国立教育政策研究所
- ・ 「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」 平成28年3月 国立教育政策研究所
- ・ 「キャリア・パスポートって何だろう？」 平成30年5月 国立教育政策研究所
- ・ 「小学校特別活動映像資料解説パンフレット」 令和4年3月 国立教育政策研究所